

奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第13号

奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により奈良県広域水道企業団が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第2条 この条例に定めるもののほか、奈良県広域水道企業団が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

| 附属機関 | 担任する事項 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 奈良県広域水道企業団 公務災害補償等審査会 | 奈良県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和7年2月条例第31号）第23条第1項の規定による申立てについての審査等に関する事務 |
| 奈良県広域水道企業団 退職手当審査会 | 企業長が行う退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事務 |
| 奈良県広域水道企業団 水道事業等審議会 | 料金の改定その他の水道事業等の経営に関する重要事項についての調査審議に関する事務 |
| 奈良県広域水道企業団 入札監視委員会 | 奈良県広域水道企業団発注工事の入札等の適正化に関する重要事項についての審議に関する事務 |